

授業コード	JP45060010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	国際家族法		
英語科目授業名	International Family Law		
科目ナンバー	JAAPP8914	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	国友 明彦		
科目の主題	狭義の国際私法(涉外的な法的問題の準拠法の決定とその適用を扱う)のうち、総論の大部分および各論のうちの家族法分野。その中心的な法典は、法の適用に関する通則法4条以下〔以下、「通則法」と略す。なお、以下ではその条文を条文番号のみで引用する。〕である。なお、希望があれば、国籍法も取り上げる。		
授業の到達目標	狭義の国際私法の基本構造、基本的な概念の意味と用法、家族法分野の主要な条文や条理による準則の趣旨・目的とそれらの体系的な関係を会得し、この分野の主要な法律問題を解決できるようになること。		
授業内容・ 授業計画①	<p>授業においては、講義方式と事前に出した問題〔以下、これを単にQという。主として下記ケースブック『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』から選ぶ〕について学生に答えていただく方式を適宜併用する。Qに対する解答について適宜補足説明をする。その他の重要な箇所や誤解の生じやすい箇所について重点的な講義を行なう。その際、随時質問を受け付ける。</p> <p>(1) 序論 国際家族法が実際に用いられる具体例を挙げ、国際私法の必要性、目的と方法、連結政策(各種の連結方法)、国際私法の法的性質、法源等について解説する。</p> <p>(2) 属人法、本国法・常居所地法の確定 ここにいう「属人法」はある人に最も密接な関係を有する法として指定される法という広義の意味で用いている。そのような属人法の決定について本国法主義と常居所地法主義の長短等について考察する。その後、本国法・常居所地法について特に誤解の生じやすい点について理解を確認し、必要に応じて解説する。常居所の決定については水戸家審平3・3・4家月45・12・57などの判例等を取り上げる。</p> <p>(3) 法律関係の性質決定 法律関係の性質決定は、抵触規則の主題となる単位法概念の解釈問題である。最判平6・3・8民集48・3・835など、これに関する判例を取り上げ、それを用いて解釈の方法について考える。</p> <p>(4) 不統一法国の指定、未承認政府の法の指定、中国人および韓国・朝鮮人の本国法 地域的不統一法国に属する者の本国法の指定(38条3項)について、特に日本の裁判所で最も問題となることの多い米国人のケースを例にとって判例の事案を中心に研究する。人的統一法国に属する者の本国法の指定(40条)についても簡単に解説する。未承認政府・国家の法の指定の理解について確認した上、中国人および韓国・朝鮮人の本国法の決定について裁判実務と戸籍実務の両者を学んで、実務での解決を会得させる。</p> <p>(5) 反致 反致の基本的理解について確認した上、41条における具体的な解釈問題について最判平6・3・8家月46・8・59などの判例を理解した上で検討する。</p> <p>(6～7前半) 公序 公序(42条)については、その基本的理解を確認した上、東京地判平3・3・29家月45・3・67などの判例について事例研究を行なう。内国憲法と国際私法上の公序の関係についても考える。</p> <p>(7後半～8前半) 送致範囲の画定、先決問題、適応問題 送致範囲の画定は、ある抵触規則によって指定される準拠実質法規の範囲の画定の問題である(法律関係の性質決定の延長上の問題)。これについて簡単に解説した上、先決問題と適応問題について、国際私法による準拠法決定の基本構造との関係を念頭に置きつつ検討する。最判平12・1・27民集54・1・1の先決問題に関する判旨を取り上げる。</p> <p>(8後半) 氏 氏、特に婚姻等の身分関係による氏の変動について、京都家審昭55・2・28家月33・5・90等を素材に検討する。</p> <p>(9) 婚姻の成立・効力 婚姻の実質的成立要件、形式的成立要件について、実質的成立要件の配分的連結の問題(24条1項)や方式に関する選択的連結(同条2項、3項本文)と日本人条項(同条3項但書)の問題などを検討し、婚姻の効力について簡単に確認した上、夫婦財産制に関する26条特有の問題(当事者自治、内国取引保護)を検討する。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(10) 離婚 離婚(27条)の準拠法につき、まず、離婚の方法、特に日本の裁判所における離婚について外国法が準拠法となる場合の実体法と手続法との調整問題を横浜家審平3・5・14家月43・10・48を素材に検討し、離婚給付の性質決定について考える。</p> <p>(11) 実親子関係の成立、養子縁組 まず、28条と29条の関係について最判平12・1・27民集54・1・1の判旨を取り上げる。次に、嫡出親子関係、非嫡出親子関係のそれぞれについて、択一的連結の趣旨などの諸問題を検討する。外国での代理出産の場合の親子関係の成立についても簡単に解説する。また、養親子関係(31条)の問題を審判例に則して検討する。</p> <p>(12) 親子間の法律関係、後見、扶養 親権・監護権・面接交渉権に関する問題(32条)を検討し、32条と35条の関係について考察する。その後、扶養義務の問題(扶養義務の準拠法に関する法律)を検討する。〔子の奪取は国際民事手続法で取り上げる予定。〕</p> <p>(13) 相続、遺言 相続の準拠法(26条)について、大阪地判昭62・2・27交民集20・1・268を素材に相続財産の構成等の問題を検討し、また、相続人の不存在の問題なども名古屋家審平6・3・25家月47・3・79などを素材に考える。続いて、遺言の準拠法(27条、遺言の方式の準拠法に関する法律)の適用範囲等についても検討する。</p> <p>(14) 全体の復習 適宜復習を行なう。</p> <p>(15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>事前学習：受講者には、下記のような国際私法の概説書や百選などについて予習することを求める。予習課題には質問形式のQと簡潔に書かれた文献を指定してそれを読んでくることを求めるものがある。予習課題はその前の講義の日の翌日までにはMoodleで伝えるよう努める。</p> <p>予習課題は必須の課題と任意の課題に分ける。ケースブックの予習課題のうちには、高度なもの、少数説についてのものも含まれており、また、学習範囲の広さと深さの程度についての受講者の希望も異なっていることもありうるからである。</p> <p>事後学習：講義の内容を整理して、知識の定着を図ること。</p> <p>希望者のみ対象の課題：講義内容の復習、事例について法的解決を考える能力の涵養、論理的な文章を書く訓練のため、希望者向けに数回演習問題(事例式問題)を出し、希望者に文書ファイルのかたちで解答を書いてメールで送っていただき、添削して返し、授業の中で講評を行なう。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 学期末の試験：80% 平常点(授業における教員からの質問への解答など授業への参加状況。)：20%</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>・もし研究指導の希望があれば、研究レポートの作成につき助言を行なう。 ・全体につき、質問は、e-mail: kunitomo@law.osaka-cu.ac.jp または国友研究室電話：06-6605-2332 までどうぞ。</p>
<p>教材</p>	<p>ケースブック：櫻田嘉章=道垣内(どうがうち)正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』(2012, 有斐閣)</p> <p>百選：櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選&lt;第2版&gt;』(2012, 有斐閣[別冊ジュリスト210号])</p> <p>概説書は指定しないが、以下の5冊を推薦する。このうち1冊以上を用意すること。</p> <p>澤木敬郎(たかお)=道垣内正人『国際私法入門[第8版]』(2018, 有斐閣双書)〔コンパクトな割には取り上げられている論点が多い。〕</p> <p>神前(かんざき)禎(ただし)=早川吉尚(よしひさ)・元永和彦『国際私法[第4版]』(2019.2.刊行予定, 有斐閣アルマ)〔比較的わかりやすく書かれており、入門に適していると思われる。他面、取り上げられていない論点が多い。〕</p> <p>横山潤『国際私法』(2012, 三省堂)〔比較的詳細。もともと、第1部第1編第1章「抵触法の基礎」〔序論〕は初心者には難解かと思われる。〕</p> <p>櫻田嘉章『国際私法[第6版]』(2012, 有斐閣Sシリーズ)〔オーソドックス。〕</p> <p>中西康=北澤安紀(あき)=横溝大=林貴美(たかみ)著『国際私法[第2版]』(2018, 有斐閣Legal Quest)〔全体について4人の意見を反映させており、客観性に優れている。〕</p> <p>入門書：神前禎『プレップ国際私法』(2015, 弘文堂)</p> <p>主要な参考書のうちコンパクトなもの： 道垣内正人『ポイント国際私法 総論[第2版]』(2007, 有斐閣)、同『ポイント国際私法 各論[第2版]』(2014, 有斐閣)</p> <p>櫻田嘉章・佐野寛・神前禎編『演習国際私法 CASE30』(2016, 有斐閣)</p> <p>六法：授業で毎回使用する。小型のものでいいので持参すること。</p> <p>* 適宜、判例・学説の抜粋・要約、講義形式の解説部分のレジュメ・資料などを事前にまたは講義時に配布する。</p>